

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する規則（令和五年五月十七日青森県後期高齢者医療広域連合規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（第四条関係）、第三号様式（第八条関係）及び第四号様式（第九条関係）注釈内「健康保険の被保険者証、」を削る。

附 則

この規則は、令和六年十二月一日から施行する。